

組織の種類	企業組合	協同組合	株式会社
1.根拠法律	中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)	中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)	会社法
2.目的	働く場の確保、経営の合理化	1.共同で事業を行うことにより、組合員の経営近代化・合理化・経済活動機会を確保する。 2.組合員への直接奉仕	利益追求
3.性格	人的結合体	人的結合体	物的結合体
4.構成員との基本的関係	従事	利用	出資のほか無関係
5.法人格	あり	あり	あり
6.事業	無制限(定款に掲げる商業・工業・鉱業・運送業・サービス業・その他の事業)	組合員の事業を支援する共同事業	無制限(定款に掲げる商業・工業・鉱業・運送業・サービス業・その他の事業)
7.設立要件	4人以上の個人が参加	4人以上の小規模の事業者が参加	—
8.組合員資格	個人+特定組合員(法人・投資組合)	地域内の商業・工業・鉱業・運送業・サービス業・その他の事業を行う小規模の事業者が参加	無制限
9.組合員の責任	出資額が限度(有限責任)	出資額が限度(有限責任)	出資額が限度(有限責任)
10.設立	行政庁の認可・登記	行政庁の認可・登記	定款の認証・設立登記
11.発起人数	個人4人以上(特定組合員はなれない)	4人以上	1人以上
12.出資金	必要(額は制限無)	必要(額は制限無)	1円以上
13.1組合員の出資限度	①25%以下(一定の要件により35%まで緩和) ②出資総口数の1/2以上は、特定組合員を除く従事組合員で保有	25%以下(一定の要件により35%まで緩和)	ない
14.出資金(持分)の譲渡性	承諾	承諾	原則自由
15.組合員比率	①総従業員の1/3以上は、特定組合員を除く組合員 ②特定組合員は、総組合員の1/4以下	ない	ない
16.従事比率	総組合員の1/2以上は、特定組合員を除く従事組合員	ない	ない
17.加入	自由	自由	株式の譲受・増資割当て
18.任意脱退	自由	自由	株式譲渡による
19.議決権・選挙権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	定款で別段の定めも可能
20.事業の員外利用限度	ない	原則として組合員利用の20%以下	ない
21.員外役員制限	監事のみ制限を受けない	1.理事は理事定数の3分の1以下 2.監事は全員可能	ない
22.競業禁止	組合員全員にあり	役員のみにより	役員のみにより
23.配当	1.従事分量配当 2.出資配当は年2割を限度	1.利用分量配当 2.出資配当は年1割を限度	定款で別段の定めも可能
24.認可行政庁	県知事	1.組合の地区が1県以内の場合 ・・・県知事又は組合員資格により運輸局長等 2.2県以上・・・経産局長等 3.全国・・・所管大臣	—
25.組織変更	1.協業組合へ 2.株式会社へ	1.協業組合へ 2.商工組合へ 3.株式会社へ	—